

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	64,053,789	流動負債	12,185,423
現金及び預金	16,519,614	買掛金	427,343
売掛金	47,089	1年内返済予定の長期借入金	8,944,043
販売用不動産	35,377,728	リース債務	1,335
仕掛販売用不動産	9,416,577	未払金	338,181
貯蔵品	2,886	未払費用	44,487
関係会社短期貸付金	240,000	未払法人税等	934,252
未収入金	1,550,284	前受金	1,170,304
前渡金	268,332	預り金	34,296
前払費用	358,014	賞与引当金	149,930
繰延税金資産	198,367	貸貸事業損失引当金	141,248
その他	75,804	固定負債	41,407,558
貸倒引当金	△909	長期借入金	37,727,751
固定資産	24,017,506	預り敷金保証金	3,043,359
有形固定資産	20,329,508	資産除去債務	18,905
建物	6,165,762	退職給付引当金	243,652
構築物	6,151	役員長期未払金	360,711
機械及び装置	40	デリバティブ負債	13,180
車両運搬具	10,839	負債合計	53,592,981
工具、器具及び備品	26,942	純資産の部	
土地	14,118,502	株主資本	34,395,664
リース資産	1,271	資本金	6,421,392
無形固定資産	40,522	資本剰余金	6,504,868
ソフトウェア	38,633	資本準備金	6,504,868
電話加入権	1,889	利益剰余金	21,469,404
投資その他の資産	3,647,475	利益準備金	7,250
投資有価証券	1,197,357	その他利益剰余金	21,462,154
関係会社株式	1,123,160	別途積立金	15,000
出資金	4,100	繰越利益剰余金	21,447,154
長期貸付金	3,143	評価・換算差額等	82,053
長期未収入金	11,259	その他有価証券評価差額金	90,981
破産更生債権等	59,089	繰延ヘッジ損益	△8,928
敷金及び保証金	1,052,734	新株予約権	596
繰延税金資産	251,725	純資産合計	34,478,314
その他	4,014	負債及び純資産合計	88,071,296
貸倒引当金	△59,108		
資産合計	88,071,296		

損 益 計 算 書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		37,242,841
売 上 原 価		27,869,478
売 上 総 利 益		9,373,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,424,943
営 業 利 益		5,948,418
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,980	
受 取 配 当 金	418,808	
雑 収 入	23,888	452,677
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	840,296	
為 替 差 損	4,458	
雑 損 失	3,223	847,977
経 常 利 益		5,553,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,913	1,913
税 引 前 当 期 純 利 益		5,551,204
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,857,205	
法 人 税 等 調 整 額	△212,733	1,644,472
当 期 純 利 益		3,906,732

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	6,421,392	6,504,868	6,504,868	7,250	15,000	18,119,830	18,142,080	31,068,340
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△579,408	△579,408	△579,408
当 期 純 利 益						3,906,732	3,906,732	3,906,732
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	3,327,324	3,327,324	3,327,324
当 期 末 残 高	6,421,392	6,504,868	6,504,868	7,250	15,000	21,447,154	21,469,404	34,395,664

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	63,330	—	63,330	—	31,131,670
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△579,408
当 期 純 利 益					3,906,732
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27,651	△8,928	18,723	596	19,319
当 期 変 動 額 合 計	27,651	△8,928	18,723	596	3,346,643
当 期 末 残 高	90,981	△8,928	82,053	596	34,478,314

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月15日

トーセイ株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指 定 社 員 公認会計士 坂 下 貴 之 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 篠 原 一 馬 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーセイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、トーセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月15日

トーセイ株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指 定 社 員 公認会計士 坂 下 貴 之 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 篠 原 一 馬 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーセイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方
に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されて
いる会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであ
り、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持
を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月20日

トーセイ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	本	田	安	弘	⑩
常勤監査役（社外監査役）	北	村		豊	⑩
常勤監査役（社外監査役）	西	中	間	裕	⑩
監査役（社外監査役）	永	野	竜	樹	⑩
監査役（社外監査役）	土	井		修	⑩

以 上

以 上